

昭島市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号、以下「契約事務規則」という。）第34条の規定に基づき、物品の買入れ等その他の契約（工事請負、修繕の請負及び設計、測量、地質調査に関する委託を除く。）に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について、必要な事項を定めるものとする。

(適格性の判定)

第2条 入札参加者を指名するときは、契約事務規則第33条第2項の規定により資格審査サービスに登録された者につき、次に掲げる事項を調査し、発注しようとする契約（以下「発注契約」という。）についての適格性を判定するものとする。

- (1) 資格審査サービスにおける申請営業種目
- (2) 発注契約の内容に適した技術的適性
- (3) 経営の規模及び状況
- (4) 発注契約における地理的条件（本店又は営業所の所在地等）
- (5) 官公庁における契約実績
- (6) 既契約の履行状況
- (7) 不誠実な行為の有無
- (8) その他発注契約に対する履行能力

(指名方法及び優先的指名)

第3条 入札参加者の指名は、前条により適格者と判定された者（以下「適格者」という）のうちから、契約案件の予定価格に応じて、会社の規模、売上高、実績等総合的に判断し、指名するものとする。

2 前項の規定により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者は、他の適格者に優先して指名することができる。

- (1) 昭島市内に本店又は営業所を有する者
- (2) 前年度、同種の契約実績が優秀な者

(指名の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は入札参加者として指名することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当する者
- (2) 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成12年4月1日実施）に基づき、指名停止の措置を受けている者

- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する者、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施）の措置要件に該当する者又は同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていない者
- (5) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指名することが不相当と認めた者（入札参加者数）

第5条 発注契約について指名すべき入札参加者数は、次のとおりとする。ただし、発注契約の特殊性、登録業者の状況等により下記によらない場合もある。

(1) 物品・委託の指名数

発注予定価格の範囲	指名数等
1,000万円未満	3～5者
1,000万円以上2,000万円未満	5～8者
2,000万円以上5,000万円未満	5～10者
5,000万円以上	制限付一般競争入札

附 則

この基準は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。